

# 通所リハビリテーション 料金表

(平成31年4月1日 現在)

## ◇基本施設サービス費

(単位:円/日)

サービス提供時間	6時間 ～ 7時間				
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	667	797	924	1,076	1,225

(利用時間によって利用料が異なります)

## ◇その他の加算

サービス提供体制強化加算	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である
事業所が送迎を行わない場合	△47円/片道	片道、自宅と施設との送迎を行わない場合
入浴介助加算	50円/日	一般浴・特別浴を利用した場合にかかる加算
リハビリテーション マネジメント加算 (I)	330円/月	リハビリテーション計画を定期的に評価し、見直すこと ケアマネージャーを通して、他居宅介護事業所等に対し日常生活の留意点、介護の工夫等の情報伝達していること 新規利用者の自宅を1月以内に訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること
リハビリテーション マネジメント加算 (II)	850円/月 (開始月から 6月以内)	他職種による会議を開催し、利用者の状況等、会議録に残す 計画書について、医師が説明し、利用者の同意を得る 利用から6ヶ月以内の場合は、1月に1回以上、6ヶ月超えの場合 3月に1回以上会議を開催し計画を見直すこと リハ職員が自宅訪問し、その他の介護事業所や家族に介護の工夫 日常生活の留意点など助言を行う
	530円/月 (開始月から 6月超え)	
短期集中リハビリ テーション実施加算	110円/日	退院、施設退所後、または初回要介護認定時より3月以内の方で、 個別に40分間リハビリを行った場合にかかる加算
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	2000円/月 (開始月から 3月以内)	作業療法士・研修を終了した理学療法士を配置 生活行為向上するための目標と実施頻度・場所・時間等を計画して 実施する 終了前1月以内にリハビリ会議を開催する リハビリテーションマネジメント加算(II)を算定すること
	1000円/月 (3月超から 6月以内)	
生活行為向上リハビリ テーション実施加算 終了後通所リハビリを 継続した場合	所定単位数に 15/100を乗じた 単位数を減算	生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、実施期間の 翌月以降に、同一の利用者に対して、通所リハビリテーションを 行った場合は、6月間に限り減算する
中重度者ケア 体制加算	20円/日	人員基準に加え、看護職員又は介護職員を1以上確保すること 前年度の利用者の総数のうち、要介護3以上が30%以上であること 通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1以上 配置していること
重度療養管理加算	100円/日	要介護3・4・5で医学的管理のもと通所リハビリを行う場合 ・喀痰吸引・中心静脈注射・常時モニター測定・4級以上でス トーマ処置・褥瘡治療の実施 経腸栄養・気管切開が行な われている 人工腎臓実施で合併症 人工呼吸器使用
栄養マネジメント 加算	150円/1回 ※月に2回までで 3か月に 1回の評価	低栄養状態にある又はそのおそれがある利用者に対し、管理栄養士 等が看護職員・介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成します。 これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し 等の一連の手順を実施した場合にかかる加算
口腔機能向上加算	150円/1回 ※月に2回までで 3か月に 1回の評価	口腔機能の低下している又はそのおそれがある利用者に対し、医師 看護師等が口腔機能改善のための計画を作成します。これに基づく 適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連の手 順を実施した場合にかかる加算

◇介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加 I	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対し介護を行った場合の加算
-------------	--

※ 計算方法:1月あたりの介護保険一部負担額(基本単位+各種加算)×0.047(四捨五入)

◇介護保険負担割合により、介護保険一部負担額を請求させていただきます。(平成27年8月より)

◆その他費用

食 費	600円/日	昼食代として
その他の日常生活費	実 費	喫茶店利用料など